初級放射線 補遺

平成29年4月及び平成30年1月の法令改正により、初級放射線に訂正を必要とする箇所が生じました。初級放射線第9版第3刷(2015年12月25日発行)までをお持ちの方は、平成30年4月1日以降、次の訂正を考慮して読み進めていただきたくお願いします。下記の頁は初級放射線第9版第3刷の頁を示しています。

P400 上から10-17行目、(1) 放射性・・(5)放射線施設・・を次のように訂正する。

- (1) 放射線取扱主任者その他の放射性同位元素等の取扱いの安全管理に従事する者に関する職務及び組織に関すること.
- (2) 放射線取扱主任者の代理者に関すること.
- (3) 放射線施設の維持及び管理並びに放射線施設(届出使用者の使用、廃棄の場合には、管理区域)の点検に関すること.

P400 上から18行目-P401 上から3行目、号番号(6)-(14)を(4)-(12)のように訂正する。

P401 上から4・5行目、(15) 放射線管理・・(16) その他・・を次のように訂正する。

- (13) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に関すること.
- (14) 応急の措置を講ずるために必要な事項であって、次に掲げるものに関すること.
- イ 応急の措置を講ずる者に関する職務及び組織に関すること.
- ロ 応急の措置を講ずるために必要な設備又は資機材の整備に関すること.
- ハ 応急の措置の実施に関する手順に関すること.
- ニ 応急の措置に係る訓練の実施に関すること.
- ホ 都道府県警察、消防機関及び医療機関その他の関係機関との連携に関すること.
- (15) 放射線障害の防止に関する業務の改善に関すること (特定許可使用者及び許可廃棄業者に限る.).
- (16) 放射線管理の状況の報告に関すること.
- (17) その他放射線障害の防止に関し必要な事項

P401 下から9-5行目、A 放射線業務・・を次のように訂正する。

- A 放射線業務従事者: 初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後にあって は前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内
- B 取扱等業務に従事する者であって管理区域に立ち入らないもの:取扱等業務を開始する前及び取扱等業務を開始した後にあっては前回の教育及び訓練を行った日の属する 年度の翌年度の開始の日から 1 年以内

P402 「表6.3 教育及び訓練の項目と時間数」を次のように訂正する。

イ	放射線の人体に与える影響	30 分
口	放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	1 時間
ハ	放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程	30 分

P405 「表6.4 帳簿に記載する事項」のAのタとレを次のように訂正する。

- タ 放射線施設に立ち入る者に対する教育及び訓練の①実施年月日,②項目,③各項目の時間数、④当該教育及び訓練を受けた者の氏名
- レ 放射線発生装置の特例により管理区域ではないものとみなされる区域の確認の方法、確認した者の氏名及び当該区域に立ち入った者の氏名 ×

P412 「**6.10 事故及び危険時の措置**」 に次の項を加える。

6. 10. 1 原子力規制委員会への報告 [法31の2, 則28の3]

許可届出使用者(表示付認証機器使用者を含む.),届出販売業者,届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

- (1) 放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき.
- (2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度又は線量限度を超えたとき.
- (3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度又は線量限度を超えたとき.
- (4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき.
- (5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき. ただし, 次のいずれかに該当するときを除く.
 - イ 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置され た漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき.
 - ロ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が適正に維持されているとき.
 - ハ 漏えいした放射性同位元素等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微な とき.
- (6) 線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき.
- (7) 計画外被ばくで、放射線業務従事者にあっては5 mSv、放射線業務従事者以外の者にあっては0.5 mSv を超え、又は超えるおそれがあるとき.
- (8) 放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるお

それのある被ばくがあったとき.

(9) 廃棄物埋設に係る線量限度を超えるおそれがあるとき.

P412 下から3行目、**6.10.1 事故届** を **6.10.2 警察官等への届出** に訂正する。

P412 下から1行目、次の6.10.2において を 次の6.10.3において に訂正する。

P413 上から3行目、**6.10.2 危険時の措置** を **6.10.3 危険時の措置** に訂正する。

P413 上から5行目、地震、火災その他の災害が起こったことにより、を削除する。

P414 上から11行目~17行目、項目3すべてを削除する。

P414 上から18行目、項目4を項目3に繰り上げる。

P414 下から1行目 注) 6.10は・・・をすべて削除する。

P423 上から3及び7行目、(1) 及び(4)を次のように訂正する。

- (1) 法に関する課目
- (4) 放射線の量及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線により生じた 放射線を発生する同位元素による汚染状況の測定に関する課目

P423 上から12行目、(1)を次のように訂正する。

(1) 法に関する課目

P425 上から17行目、(1)を次のように訂正する。

(1) 法に関する課目

P428 上から3及び4行目、② 及び③を次のように訂正する。

- ② ①及び③を除く主任者・・・前回の定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から3年以内
- ③ 届出販売業者及び届出賃貸業者の選任する主任者・・・前回の定期講習を受けた日の 属する年度の翌年度の開始の日から 5 年以内

P428 上から9行目以下、(1)-(4)を次のように訂正する。

(1) 法に関する課目 1 時間以上

- (2) 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い及び使用施設等又は廃棄物詰替施設等 の安全管理に関する課目 1 時間以上
- (3) 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに係る事故が発生した場合の対応に関する課目 30 分以上

ただし、総時間数は 4 時間以上とする.

P428 上から20行目以下、(1)-(4)を次のように訂正する。

- (1) 法に関する課目 1 時間以上
- (2) 放射性同位元素(密封されたものに限る.)の取扱い及び使用施設等(密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る.)の安全管理に関する課目 1 時間以上
- (3) 放射性同位元素(密封されたものに限る.) 又は放射性汚染物の取扱いに係る事故が発生した場合の対応に関する課目 30 分以上

ただし、総時間数は3時間以上とする.

P428 下から1行目-P429 上から2行目、(1)-(2)を次のように訂正する。

- (1) 法に関する課目 1 時間以上
- (2) 放射性同位元素等の取扱いの事故の事例に関する課目 1 時間以上 ただし、総時間数は 2 時間以上とする.

P436 上から6行目- 下から3行目、を削除、それ以降の項番号(2)-(6)を(1)-(5)のように訂正する。

P440 演習問題9-1、9-3は削除する。

P441 演習問題9-7は削除する。

P453 上から1行目以下、①を次のように訂正する。

① 10 日以内 放射性同位元素の所在不明などが生じたときは、その旨を直ちに報告しなければならないが、さらに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に報告しなければならない。

以上